

## 第4次浜松市行財政改革推進審議会 第2回審議会 会議録

日時	平成24年6月6日(水) 18:30~20:54
会場	クリエート浜松
出席委員	御室会長、山本会長代行、山崎委員、前嶋委員、武藤委員、岩田委員、村松委員、水谷委員、井上委員、南出委員
欠席委員	なし
傍聴者	193名
報道関係者	浜松ケーブルテレビ、テレビ静岡、中日新聞、SBS、静岡新聞、中日新聞、読売新聞
浜松市及び市関係者	古橋副市長、伊藤副市長、寺田企画調整部長、鈴木総務部長、神門財務部長、鈴木土木部長
事務局	門名事務局長、和田副参事、高橋、袴田、鈴木、宮崎

### 《会議の概要》

1. 第4次第2回の審議会を、御室会長が議長となって進行した。
2. 資産経営について(①再配置計画・廃止計画、②施設等長寿命化計画、③指定管理者制度)市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。

### 《会議次第》

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事  
資産経営について
  - ①再配置計画・廃止計画
  - ②施設等長寿命化計画
  - ③指定管理者制度
4. 閉会

## 《会議の経過》

### 1 開 会

#### 事務局長

皆さま、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから、第4次浜松市行財政改革推進審議会の第2回審議会を執り行います。失礼して座らせていただき、進行させていただきます。

本日は、委員 10 名全員のご出席により開催をいたします。本日の審議は、資産経営に関して、本年3月に市が策定された施設の再配置計画や、長寿命化計画、指定管理者制度について審議することといたします。これより議事の進行は御室会長が議長となり、会議の運営を行っていただきます。なお、途中、特に休憩は取りませんので、適宜御用をお足しいただきますようお願い申し上げます。それでは会長、よろしく願いいたします。

### 2 会長挨拶

#### 御室会長

御室です。それでは今日は、議長ならびに議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今日は、傍聴の皆さまには、大変お忙しい中を来ていただきまして本当にありがとうございます。また、市の幹部の皆さんにも、今日は業務ご多忙の中を、審議会にご出席をいただきまして、感謝申し上げたいと思っております。

先ほど事務局長のほうからご案内申し上げましたように、今日の議題は「資産経営」ということであります。この資産経営という言葉は、何かよく分からない、皆さんも何となくピンとこないのではないかとこのように思っておりますが、英語で言いますと、「ファシリティマネジメント (Facility Management)」ということなんだそうです。「ファシリティ」というのは「資産」という意味ですので、英語をそのまま直訳したということで「ファシリティマネジメント」、今日はこれについて議論を重ねていきたい。問題点をえぐり出していきたい。そんなふうに思っております。

詳しくは後ほど説明があろうかと思いますが、簡単に言うと、市が持っている不動産につきまして、行政運営にとって最もよい状態で保有、運営、維持する。これを総合的に管理するというのがファシリティマネジメント、こういうことであろうかというふうに思っております。

浜松市さんでは、先日この取り組みが評価されまして、全国ファシリティマネジメント大賞というものを受賞されまして、NHKのニュースなどでは、「ハコモノを壊し始めた街」ということで取り上げられましたように、どうやら全国の自治体でも、大変注目される取り組みということになっております。

今日は、皆さんと一緒に、先進的取り組みと言っていいのか、「そうなの」というふうに、だんだん議論をしていくとなるのかもしれませんが、その取り組みにつきまして議論をしてみたいと、そんなふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

今日はちょっと時間の制約がありまして、9時 30 分にはここの建物の戸が閉まってしまうということです。予定としては8時 50 分ぐらい、ちょっと延長いたしましても9時ぐらいまでには、何とか議論を終わらせていきたいと思っておりますので、ぜひご協力のほう、よろしくお願いを申し上げますというふうに思っております。

それではまず、このほど施設の再配置計画・廃止の計画ができあがりまして、これについて市のほうからご説明をお願いしたいと思います。

神門財務部長さん、よろしくお願ひします。

### 3 議 事

#### 資産経営について

##### ①再配置計画・廃止計画

###### 神門財務部長

はい。財務部長の神門です。どうぞよろしくお願ひします。パワーポイントに基づきまして説明をさせていただきます。再配置計画、廃止計画についてです。これまでの取り組みを簡単に説明します。

まず資産経営の取り組みを進めようということで、データを一元化し、平成 20 年から 21 年にかけて、2,001 の施設につきまして施設評価を実施いたしました。その中で、今後とも使っていこうというものは「継続」、もう廃止をしようというものは「廃止」と分類をしたところ。「継続」としたものにつきましても、例えば、隣同士に同じような機能を持った建物がある、あるいは違う機能けれども一緒に建物を統合してやることできないかといったような観点から、もう一度見直しをしようということで、再配置計画基本方針に基づきまして、再配置計画個別計画というものをつくっています。これはホールやあるいはスポーツ施設だとか、そういう分野ごとに、こういう計画をつくってまいりました。これが昨年度末までに終了いたしまして、全体といたしまして、継続するものにつきましては適正化計画、廃止するものにつきましては廃止計画、これを昨年度中につくり終えたということです。

今後ですが、適正化計画に基づきましてコストの適正化、利用率の向上等に努めるとともに、廃止計画に掲げたものにつきましては、これは確実な施設廃止に向けて、地域の方とのご協議等を、着実に進めていきたいと思っております。そうした管理につきましては、PDCA (plan-do-check-action) で管理をしていくということです。

その進捗管理ですが、5か年計画のPDCA管理でやっていきます。適正化計画に、対象は「継続」ということですが、どういう分類がしてあるかというご紹介をさせていただきますと、まず「継続」ということで、そのまま継続をするというもの。「改善」としまして、利用率の向上、経費削減などを改善しながら継続していくもの。「見直し」としまして、機能の集約、施設の統合など、運営管理の部分を中心に抜本的に見直そうというもの。「管理主体変更」として、これは公共施設としての位置づけは廃止をするもの。ただ、まだ施設があつて、地元の方が使いたいといっているような場合には、

地元の方に全部管理をお願いしてやっていただいて、公共施設としては廃止をしていくというものを、管理主体変更として分類をいたしております。この5年間の計画の策定をしております。施設を取り巻く環境などが変わりましたら、これもまたPDCAの中で見直しをしていくということにしています。

次に、廃止計画ですが、「廃止」とは何かということですが、これは建物ではなくて機能を廃止、または移転をするものです。例えば移転と言いますと、今、保健所が入っている建物ですが、保健所という機能をなくすわけにはいけませんので、これは保健所の機能を移転するというものですが、建物自体はなくそうと思っていますので、廃止計画上は「廃止」ということになります。

「譲渡」ですが、これは市の施設としては廃止をしますが、民間等へ譲渡することにより、機能は継続をしていくものです。例えばこれまでやったものとしては、水窪にしらかば荘という温泉施設がありますが、これは民間の事業者の方に譲渡し、民間の方に運営をしてもらうというものです。これにつきましても、5年間の計画を着実に実施していきたいと思っております。

次に、数字の関係です。この計画でどうなったかということですが、一つ目にありますように、公共施設 2001 施設を対象として評価を実施して、計画をつくっておりますが、26 年度までに、施設数で 20%の削減を目標として取り組んでまいりました。その結果、計画上どうなったかということですが、383 施設につきまして削減をするということになりました。その内訳ですが、廃止につきましては 181 施設、先ほど説明いたしました管理主体変更につきましては 190 施設、それから譲渡につきましては 12 施設となっております、計画上は今、この施設削減率は 25.6%となります。

最初に機能別というお話をしましたが、この削減率は建物ベースに集計し直しております、建物ベースの計 1,496 施設のうち、25.6%を削減するという計画になっています。その結果、達成される削減額は約3億円程度、これは年間の維持管理コストで約3億円程度とはじております。

また、今後 50 年間で建替改修経費、当然使っていくとすれば、建替なり改修が必要になっていくであろうというもの、これをやめることによって削減される額というのが、約 890 億円程度と試算をしております。

削減施設の数を、もう少し具体的に見ていきたいと思っております。383 施設について、一番下の計の欄ですが、すでに 20 施設を貸付けております。他の 161 施設は閉鎖をして、順次解体を進めていくといったような状況です。

22 年度以前、既に削減した 139 施設のうち、貸付けの 17 施設は、例えば旧龍山中学校などでこれを貸付けたりしております。管理主体変更の 30 施設というのは、自治会館、集会所があります。平成 23 年度削減の 27 施設のうち貸付けの1施設は、行革審からもご指摘をいただいております。万年橋駐車場、これは貸付けに回しております。

譲渡の3施設は水窪になりますが、重機の車庫事務所でありますとか、先ほど申し上げた、しらかば荘、水窪にあります射撃技術訓練センター(クレー射撃の射撃場)ですが、これらは民間に譲渡させていただいたことになっております。

24 年度予定の削減6施設とありますが、そのうちの貸付けが2施設、これは東田町の地下駐車

場、伊平小学校となっています。

行政として施設配置をしていくというのには、いろいろな手続きがありますが、条例で設置をされているものがありまして、議会のご承認をいただいて条例を改正するという手続きが必要となります。これにつきましても着実に進めておりまして、ここに掲げておりますように、22、23 年度合わせて 17 条例 30 施設を、条例上廃止をするという手続きも着実に進めております。

例えば、阿多古の農村公園、松島の災害住宅などは、23 年2月議会で条例廃止をした後、これはすでに建物の解体をして借地を返還しております。先ほど説明しましたしらかば荘、これは 24 年の2月議会で条例を廃止しております。これは無償譲渡という形をとっていますので、無償譲渡となると、無償で譲渡することについての議会の議決もいただいて、譲渡を決定しているというようなことであります。

次に、廃止した施設をどうしたのかということですが、これは解体についても着実に進めてきておりまして、23 年度につきましては 24 施設、解体経費は 8,900 万円、ここに掲げてあるとおりです。例えば、栄町別館につきましては、用途を廃止したために早々に解体をしました。これは非常に好立地なものですから、売却が可能であろうということで、急いで解体、売却の手続きを、これからしていきたいと思っております。また、芳川会館などにつきましては、建物を解体して更地となりましたので、借地を返還いたしました。

24 年度、これも解体の話ですが、そうはいつでも廃止した施設がたくさんありまして、建物があるということですので、24 年度は解体経費の予算を拡充いたしました。先ほど 23 年度は 8,900 万円と申し上げましたが、それを 3 億 2,300 万円まで拡充をいたしまして、市として活用しない資産につきまして、売却、借地の返還を進めていくということにしています。

簡単ですが、説明は以上です。

#### **御室会長**

説明どうもありがとうございました。

それでは、議論を進めていきたいと思っております。委員の皆さんからのご質問は、山本さんどうぞ。

#### **山本会長代行**

山本です。よろしくお願いします。最初に口火を切らせていただきます。

先ほど会長の話にありましたように、ファシリティマネジメント大賞か何かをもらったということですが、それがほかに比べれば素晴らしかったということだろうと思います。中身につきましては素晴らしいかどうか、皆さんでよく検証する必要があるかと思えます。

最初に事務局でつくりました答申のスライドを映していただけますか。資産経営がそもそも資産経営ということで、なぜ今神門部長が話されたようなことが始まったかというきっかけが、この行革審での答申であります。一番目に、財政的な観点から削減目標を設定し、市の保有資産をスリム化させること。バランスシートをスリムにしたらいかがですかという答申であります。そういう目的があつて先ほどの計画が、平成 21 年ぐらいから順次立てられてきました。

市が持っている資産の一覧表と言いますか、全部網羅させて 2,001 施設という話がありましたけれども、それまではそういったものがなくて、どこに何があるかよく分かっていないと。それぞれの担当部門がそれぞれ管理していて、市としてまとまっていたものがなかったということでしたが、そのへんを全て洗い出しました。それが先ほどのFM大賞(日本ファシリティマネジメント大賞)につながったかと思います。

その中で、「市の保有資産をスリム化させること」というのが目標であります。ただいまの説明の中で、廃止計画、適正化計画、再配置計画、いろいろな言葉が出てきます。その中で、資産をスリム化するということは、ものをなくすということです。先ほどの説明の中で、平成 26 年度までに 20%の削減ということがありましたけれども、その中で廃止、なくすのは 181、管理主体が 190、譲渡が 12 あります。質問の最初は、管理主体の変更をすると、その資産は市の資産台帳からなくなるんですか。

#### **神門財務部長**

市の資産のままです。

#### **山本会長代行**

市の資産のままです。ですから、この表にありますように、削減の中に廃止、管理主体変更、譲渡、三つを混同していますけれども、この中で資産がなくなるというのは廃止と譲渡だけでありまして、管理主体変更というのは、その設備、施設を面倒を見る人が変わる。市から民間の人になる。あるいは外郭団体に変わるというだけで、資産そのものは市に残るわけですね。ですから、このへんは区別をすべきだと思います。廃止して建物を壊し土地なりを売却する。あるいは無償でお金がかからなくなるので、譲渡も良いかもしれませんけれども、それをもっとやるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

#### **神門財務部長**

その点は以前からもご指摘いただいておりますので、今回、「廃止」という言葉を少し改めまして、「削減」という言葉にさせていただきます。

#### **山本会長代行**

最初に申し上げましたように、資産をスリム化させるというのが目的なんだから、削減ということではなくすということですね。管理主体を変更したから良いというものではないわけです。

もともと何でこんな話というと、また後から話が出るかもしれませんが、昭和 50 年代に建てられた建物が大変多く、これから先維持をしていくのに、何百億という金がかかる、ということもあって、どんどん減らしましょうよ、改修しなければならぬものを減らしましょうよというのが一番元のスタートでありましたので、そのまま残っていたのでは意味がないんですね。管理主体変更というのは資産経営ではなくて、経費削減とか人員削減とか、そちらのことからくる方法の一つとして、この管理主体変更というのが出てくれば良い話で、この資産経営のところから出てくる話ではないと思うのですが、どう思われます。

## 神門財務部長

その「削減」ということは、基本的には市の支出を減らすということが目的だと思うんですが、そういった意味では、今回の管理主体変更とさせていただいているものにつきましては、基本的には、市の施設としては必要ないという判断をしていますけれども、地元の方が「古いけれどもまだ使いたい」と言われた場合に、今後建替はいたしませんよ、実費(管理費用)は全て地元で持ってくださいよという交渉をさせていただいている。

## 山本会長代行

そうすると、極端に言えば最後に腐ったときはつぶすんですね。壊れたらそのままにしておく。

## 神門財務部長

そういうことが前提となります。

いろいろな事例がありますけれども、例えば水窪に旧西浦小学校というのがあります。とても雰囲気のある施設ですが、あれを解体すると言ったときに、やはり地元の振興のために使いたいというような声もあるわけです。そういう時に我々はどうしたかという、基本的には、費用は全部持ってもらいますが、うまく使える方がいらっやしませんかというような公募をかけまして、これは今、「ミナノ森」として活用されておりますけれども、そういう地域振興のグループの方に使っているというような事例があります。

## 山本会長代行

そういうこともあるんでしょうけども、190 施設、それが全てそういうふうに該当することもないと思うんですね。特殊な事情としてそういうこともあるかもしれないけれども、ぜひとも、とにかく目標、目的でありますスリム化することに努力をしていただきたいと思います。できればその資産を地元を買ってもらおうというのも一つの方法かもしれません。

それと行政経営計画の個票 7001 番の中で 23 年度の目標が 50 件に対して、実績が 133 件と載っていたんですが、それとこの数字とはどんな関係になるのですか。

## 神門財務部長

すみません。今計画を持ってきておりませんが、おそらく集計した時点の違いかと思います。

## 山本会長代行

個票で書いた実績というのは、23 年度末の話だと思うんですね。それは改めてまた確認をしておいてください。

それから、先ほど削減のところ、また機能の話をしました。市の資料に、廃止というのは機能の廃止または移転するものとある。機能の廃止をして建物を転用するのであれば、それは資産からなくならないし、廃止とは言わないんじゃないかと、以前、3次のときに申し上げましたけれども、相変わらずこういう考え方でいるのでしょうか。

## 神門財務部長

これは、事務上ではどうしても機能の観点での議論が必要になります。同じ建物に、例えば何でも良いんですが、図書館とコミュニティセンターが二つ入っているというとき、それぞれ行政目的が

違いますから、その機能を残すかどうかという議論が必要になりますので、そうした整理がまず必要になります。その上で、ご指摘もありましたので今回お示したのは、これはそれを全部施設ごとに計算し直して出ささせていただいておりますので、先ほどの表に載っております 383 とか、こういう数え方というのは、これは全部建物単位に直しております。事務上はどうしても、機能の面と建物の面と両方から検討せざるを得ない。分かりにくいというご指摘を踏まえて、今回こういう再整理をさせていただいた。

### 山本会長代行

事務上はそうかもしれないけれども、資産経営からの観点からのものと、行政のサービスのものとは違うんですね。この観点からいけば、やはり廃止は廃止で解体するものに絞っていくべきで、それがこのスリム化の目標、目的だと思いますので、ぜひそういうふうにお考えいただきたいと思います。

それと先ほど3億円という話が出ました。全部できたら3億円です。保有施設の維持管理費は、400 億円以上かかっています。中身は減価償却費とか指定管理費、物件費とありますけれども、400 億円かかっているわけで、それに対して3億円というのは、皆さまどう思われますかということ、ひとこと言っておきたいと思います。

ついでに、少し観点が違いますけど、市営住宅の話で前にやったときに、古いものは解体して建替みたいなこともあるかと思いますが、一つ考えていただきたいのは、今、民間の賃貸アパートというのは、大変空き部屋が多くなっています。これは人口減少もあったりしてですが、市で新しい市営住宅を建てるよりも、そういうところを借り上げて、市営住宅として扱う。そして家賃の差額は市が出すとか、そんなことも考えていただければ、借りた分は資産になりませんし、負担も少なくなるということで、ぜひそういう検討もしていただければと思います。以上です。

### 御室会長

保有施設の維持管理経費、これは皆さんにも分かっていたきたいのですが、460 億円から470 億円ぐらい年間かかっているわけですね。要するに建物が 2,001 施設あって、実際には小さいものを除くと 1,547 施設であるが、これだけの維持費の中で、減価償却費、指定管理料、物件費などを除き、200 億円も人件費がかかるというのは、どういう算出根拠なんですか。

### 神門財務部長

それは我々が今提示した資料ではないものですから、詳細なデータを持ってきておりませんが、もう少しここは分析をして、細かくお示しをする必要があるだろうと思っています。結局、いわゆる箱物的でない、例えば清掃施設、ごみの焼却場でありますとかに張り付いている職員の人件費を含めたものであります。

### 御室会長

例えば人件費で 200 億円あるが、例えば市役所の職員の皆さんの年収が平均 600 万円だとすると、200 億円ですから、200 億円を 600 万円で割ると、3,500 人ぐらいになるわけですね。そういう出し方をしているのかどうか、この資料は我々が勝手に出しているわけではなくて、23 年度の

「浜松市の資産のすがた」から取り出したものですので、ここを見て、びっくりしたんですけど。

#### 神門財務部長

3億円との比較で申し上げますと、実は3億円については、人件費とかを含んでいない形でお示ししておりまして、いろいろな計算の仕方があるものですから、この全体の維持管理経費の精査と削減額の精査は、もう一回やらせていただければと思います。

#### 御室会長

要するに基準の出し方が、ばらばらになっていて、聞いていらっしゃる方も混乱してしまうと思います。これはまたお示しいただければと思っております。

それでは、ほかの委員の皆さん、どなたか。はい。

#### 南出委員

市の組織編成で、今回、浜松市庁舎のすぐ横のノーススタービルに、都市整備部の一部が移って、何フロアか借りられていますね。これは完全にある面では、我々市民から見ていると費用の、賃料の外部流出ではないかと。おそらく再配置計画のいろいろな背景があって、玉突きで集約化されていると思うんですが、一般市民が見ると、行財政改革をやろうとしているのに何で外部の賃料が高いところに何フロアか借りるのかという説明が一切ないわけです。そのへんの考え方なり説明を市民にしないと、行財政改革をやっている、外部流出費用を削減しようというのに、矛盾しているじゃないかということしか見えてこないんですよ。そのへんはどうお考えになっているのか。

#### 神門財務部長

今回の庁舎の借り入れに関しましては、今は市役所の本庁機能が各所に分散をしていて、事務上非常に非効率が生じているという問題意識が第一です。例えば、土木部が外に出ています。環境部も外に出ています。公園担当部も出ていますし、とにかくばらばらでやっている。幹部が集まるといときに、部長がわざわざ何十分もかけて移動してくるというような状況でしたので、これはもう解消せざるを得ない、解消すべきだということでやってきました。

その結果、隣のビルを借りましたので、移転をしてくればその元の施設が空くことになりますので、そこはぜひ有効活用したいと考えておりまして、今持っている市の施設を、全部チェックして、空いているところに入れていく。具体的に申し上げますと、市がほかに借りている施設もありますので、そこを返して、市有施設に移っていただくということも、検討を進めているところですので、全体として支出が増えないようにしたいと思っています。

#### 南出委員

広報なり、何かがないと非常に分かりづらいんですね。空いているのに何で借りるのかと。それは業務効率化と市民サービスの向上ということというのは分かるんですが、ただ単に移転しましたでは、何で新しく外部に借りるのか、見る人がちゃんと見ると背景が分からないわけです。もちろん今の現有のところに入っていたところを移転するというのは分かるんですが、まったく外部ですよ。そういうことに対する広報的なことも含めてやらないと、何の行財政改革をやっているんだというかたちで見られてしまうので、そこは十分これからも、意図をちゃんと出すようにしていただかないと

困るなと思います。

#### 御室会長

そうですね。それはしっかり市民の皆さんへ説明をしておくほうが分かり易いと思いますね。集約化させる合理性というのも当然あるわけですから、きちんと背景を、今南出さんがおっしゃったように、しっかりやっていただく。ぜひお願いしたいと思います。

それでは、ほかの方。水谷さんどうぞ。

#### 水谷委員

水谷です。資産経営というこの言葉の表題の割に個々に使っている言葉が非常に分かりづらいというのが正直なところですよ。例えば、施設評価をして、継続、廃止に割り振って、継続は適正計画の中で、継続するもの、改善するもの、見直しするもの、管理主体変更するものに分かれて、適正化計画の継続の中に管理主体変更があるわけですよ。ところが、施設の再配置計画・廃止計画の中に管理主体変更が入っています。20%削減する 383 施設の中に、管理主体変更が 190 施設、50%含まれているが、50%入っているということは、資産経営的に、市のサイドから見れば維持管理費が減るかもしれませんが、市民全体の負担ということでは、そうならないのではないかと。ただ問題を横に流した、あるいは下に流したというだけじゃないのかなという疑問が非常に大きいんです。まずはこの適正化計画の中の管理主体変更と、削減というジャンルの中の管理主体変更というのはどう違うのかということ、かみ砕いて説明してくれるとありがたいですよ。

#### 神門財務部長

繰り返しになりますけれども、これまでの議論の中で、廃止が非常に分かりにくいというご指摘がありましたので、とにかく建物ベースで見直しました。建物ベースで見直したとしても、閉鎖、管理主体変更、譲渡、貸付けとありますという説明をさせていただきました。

管理主体変更につきましては、市としてはもういらぬという判断をしていますが、どうしても地元の人が、地域の集会所として使いたいとか、そういうご要望がありますので、市としては一切の負担をしませんという条件付きでお貸ししている状況ですので、これは市としては削減をしているという判断をしております。市としての歳出がないということをもって、そういう判断をしています。ただ、それを「閉鎖」というつもりはありませんので、削減の中の管理主体変更ですよという説明をさせていただいています。これは削減というものの中身を、しっかりお示しをしているということで、私は足りていると判断をしております。

#### 御室会長

例えば、修理をするとか、非常に古くなって、それでも地元の皆さんは、例えば自治会とかで使うわけですね。今の説明ですと。そのときの修理費というのはどこが出すんですか。

#### 神門財務部長

基本的には市は歳出をしないという前提の建物です。

#### 御室会長

潰れるまで使ってくださいということになるわけですよ。

### 神門財務部長

極端な話をするとそういうことになります。

もう少し申し上げますと、例えば我々としては、市としては必要ないと判断をしていますので、台帳上も落としたいということになりますと、譲渡という手段がありますが、譲渡をその地元の方が受けられるかという、将来的に解体費用が生じるものになります。そうすると、地元の方が 1,000 万円かけて解体費用を負担することはできない、解体費用は市が持ってくれという話になる。その結果、解体するまではただで貸付けて、解体するときには市が解体費用を出して解体して更地にするというような選択になってきまして、どうしてもこの管理主体変更という手法が出てきます。これを削減と捉えるべきかどうかというのはご議論いただければ良いと思いますが、我々としては市の歳出がなくなるものですから、こういう整理をさせてもらっているということです。

### 御室会長

でも将来解体しなければいけないという隠れ負債というか、それは残りますよね。

### 神門財務部長

解体するかという話ですので、今年度やるのか、20 年後にやるのかということでは、それは当然出てきます。

### 御室会長

でもそれをやると、先送りという感じになりませんか。

### 神門財務部長

先送りにはなります。先送りにはなりますが、ただ、市の資料の表を見ていただきますと、閉鎖で 161 施設としておりますけれども、解体は今年度分を入れても 41 で、これだけしかできていないんです。と申しますのは、解体するにも相当な経費がかかりますので、今年度の3施設以外にもありますが、今年度も実は、先ほど申し上げたように3億円以上の経費を計上して、解体をすることにしていますけれども、簡単に解体することができないですので、使っていただけるものは使っていただくということにしているということです。

### 御室会長

この計画というのは、平成 22 年度から 26 年度までの5年間でこれだけやりましょと、こういう計画ですね。それで 25 年度以降、383 のうち 211 ということで、55%ぐらいあるわけですが、26 年までなので2年しかないわけです。削減数を 211 と入れたということは、苦肉の策で入れているのか、実際には延長戦をしないと現実にはできないのか、削減は、ほどほどにしておけば良いやということなのか、どうなんですか。

### 神門財務部長

5か年計画がもう走りだしておりまして、廃止計画を最終的に固めたのが昨年度末ですので、これから一生懸命やると、どうしても後ろ側に集中するというだけの話でありまして、特段後ろ倒しにしているというものではありません。

## 御室会長

例えば、管理主体変更ということが議論になっていますが、非常に曖昧じゃないかと。一方では地元の自治会とか、そういうところから「使わせてください」と、こういう要望があることも分かります。でも、ファシリティマネジメントという発想で考えれば、これをどんどんやっていくと、要するに負の遺産を先送りしているだけの話に当然なるわけです。

あと管理主体変更が、平成 23 年度はゼロ、24 年度ゼロ、25、26 年度でなぜ 160 になるのか。25、26 年度になって、宿題を慌ててやらなくても、地元との交渉がありますから普通そんなことはできないはずです。このあたりかなり発想が中途半端ではないのかと。

## 神門財務部長

繰り返しになりますが、昨年度末に計画を確定させておまして、それから地元の調整もしっかりやり、結論づけていくとなると、あと2年ぐらい、今年度、来年度までかかるということで、後ろ側に集中しているということでもあります。

これまで話をして、すでにできているものもありますけど、多くはこれから話をして確定させていくものがありますので、地元の調整等々で、やはり時間がかかるということです。

## 御室会長

はいどうぞ。武藤さん。

## 武藤委員

今の話の中で管理主体変更というのは、最初の説明の市の資料にあるように、公共施設としての位置づけを廃止して、地元等へ管理主体を変更すると。要は地元等が必要だということで管理主体変更をしているはずなのに、なぜそこまでの調整期間を見なくてはいけないのかが、よく理解できないんです。市の中で、これは地元が必要じゃないのかと判断してこの 190 という数字になっているのか、すでに地域の団体なりから「これは残してくれ」という声が上がってきているのか、そのへんでこのやり方というのは変わってくるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

## 神門財務部長

的確なお答えができないかもしれませんが、地元の方、利用者からすれば「今のまま残しておいてください」と、まずなります。我々としては、廃止をしたいという話をします。そのときに「いや、お金を払ってでも自分たちは使いたいんだ」とおっしゃった場合に、管理主体変更というかたちになります。そういう協議の時間がいるということです。

## 岩田委員

管理主体変更が 190 と数値を出されたが、これは目標数値なのか、それとも、確定している数値なのか、どちらなのでしょう。

## 神門財務部長

何をもって確定というかということですが、先ほど申し上げたように、例えば条例上の廃止手続きがあることもありますし、地元でお金を払ってでも使いたいという決断をされていない場合もありますので、確定をしているということではありません。市として、こういう計画でいきたいと決めたという

ことであります。

#### 岩田委員

ということは、この 190 は、例えば 100 になるかもしれないということですよ。

#### 伊藤副市長

190 は最大値だと思ってください。施設、それから機能としては廃止をしますということは決めたわけです。ただ、使える施設であるので、どういう使い方をするかといったときに、一つは売りますという話があります。あとは通常の民間ベースに貸しますという話があります。今言っているような管理主体変更というのもあります。

その中で「売る」、「誰かに貸します」というのは、相手が決まっていなくて書けないので、その場合、地元が「自分たちのために経費を払ってでも使いたい」という希望があれば、こういうかたちでも良いということになるのかなと思いますので、この場合の 190 というのは、ある意味で一番大きい数字ですので、地元の方が調整の中で、「それじゃあ私たちは使えないですよ」といった場合は、売ったりとか、解体したりとか、場合によっては民間に貸したりとか、そちらの数字が増えてくることになるのかなと思います。

#### 岩田委員

ということは廃止から管理主体変更に変わる可能性もあり得ますよね。市としては廃止したいけれども、地域の方が「いやいや待ってよ」と。「うちのほうで管理するから、その分はやってね」という話が出てくるということですね。

市の資料の適正化計画の継続の中に、管理主体変更が入っています。再配置計画の削減の中に管理主体変更がありますが、「削減」というのは先ほどからお話をしていた、お金を削減するという意味で、廃止ではないということによろしいんですよ。あくまでもここでいう「継続」の中の一つの方式というかたちで良いんですよ。

#### 神門財務部長

そういうことです。

#### 岩田委員

市の保有しているもの全てが、この適正化計画に入るんですか。第3次行革審のときに上下水道部が持っている施設は、上下水道部の適正化計画で売却等をやっていますという話があったような気がするのですが。

#### 神門財務部長

いわゆる公営企業の部分は除いています。

#### 岩田委員

もう一つ、これは希望ですが、先ほど話が出た借地については、行革審でも出ていたんですが、今回新たに借りている建物があるということが今日分かりまして、借りているものもどれぐらいあって、それが必要なかどうかという判断も含めたオールの適正化計画というものをつくっていただきたいと思います。

## 御室会長

はい。そろそろ時間も来ましたので、それでは、次の問題に移る前に、少し今の議論のまとめをしたいと思いますが、今回の計画作成の目的、これは将来的に見て、財政が大変厳しくなるということなので、なるべく資産をスリム化する、経費がかからないようにするということですが、これまでの説明を聞いておると、その目的というのは二の次になっていて、施設の数減らす、これに非常に目が向いているのではないかと思います。

本来、数が 20、例えば目標が 20%、現実には 25%強ですね。これをやるということになれば、維持管理コストも 25%減るといのが、考え方としては自然なのではないかということですが、これを見ておると、廃止のものというのは、割合北遠のほうに集中しているんですね。確かに人口も減ってあまり使わないと。こういうことなのかもしれませんけれども、何かやり易いことからどんどんやっていったというような感じがして、要するにコスト削減というのは、やはり金額が最終的になりますので、ぜひこのあたりを考えていただければと思っております。

また、管理主体変更という区分がありますが、これについても結局は、どうも非常に議論の中で不明確で、行革審側と行政と意見がかみ合わないところもあるのですが、我々からしてみると、何か問題を先送りしているのではないかというふうに思います。施設の廃止にカウントするというのも、管理主体変更というのは無理があるのではないかなと思っております。

そもそも施設廃止の方法には、取り壊しか譲渡、この二つしかないのではないかとということで、こうしたことから見ても我々は、本当にこれは将来のためにスリム化していこうという姿勢になっているのかということが、疑問を感じざるを得ないという印象を持っております。

そこで、この施設再配置、あるいは廃止計画のテーマにつきましては、維持管理コストの削減、金額ベースでもっと考慮してくださいと。それから管理主体変更の区分、これをもう少し再考していただきたいということを、今回提起をさせていただいて、次のテーマに移らせていただければと思っております。

それでは、次は施設の長寿命化計画であります。今は建物、あるいは施設などの箱物の議論が中心でしたが、施設の中には市民生活に身近な道路、あるいは橋を含めた維持管理の体制、あるいは安全性の確保、それを支える財源の見通し、こういうものについて少し議論をしてまいりたいと思っております。

それでは、市の説明をお願いしたいと思います。

## ②施設等長寿命化計画

### 神門財務部長

それでは、長寿命化計画について説明申し上げます。まず、なぜ長寿命化といった議論をしているかというところから、ご説明をさせていただきたいと思っております。

このグラフは市の橋梁の架設の年別橋梁数です。15メートル以上の 902 橋についてグラフを示しておりまして、棒グラフが橋を架けたときの架設数として、折れ線グラフが建設後 50 年以上経

つ橋の累計ということになります。これを見ていただきますと、1960年代、高度経済成長期と書いてありますが、このあたりに建設が集中していることが分かるかと思えます。これが建替時期を迎えるものですから、2025年には全体の48%の431橋が、建設後の50年以上となるということで、今後、そうした時期がやって来るということを示しております。

今度は、公共建築物(建物)のほうですが、築年度別の延べ床面積を示しています。これは先ほどの橋と比べますと若干遅れております。高度経済成長期の橋や道路などのインフラ整備に続きまして、1970年代ぐらいに、学校の木造校舎の鉄筋コンクリート化というのがありました。それから文化やスポーツなどの施設がこの1970年代あたりに相当つくられたということでして、1970年代、1980年代の20年間で、約150万㎡、全体の約56%が、この20年間に建設が集中をしているという状況です。

この施設につきましても、40年以上になる建物というのが、どっと増えてくるということで、累計の折れ線グラフが急激に上がるということになっております。橋にしましても建物にしましても、公共施設全体で集中的な投資が今後生じてくるというのが問題になっているということです。

建物の長寿命化計画のほうからお話をしたいと思いますが、なぜ長寿命化という話をしているかということですが、わが国の事務所ビルの建替実績というのは40年ぐらいが今までの実績だと言われております。一方で、技術的に言いますと、日本建築学会が言っていますが、「耐久性はコンクリートの強度に応じて、65年から100年」と言っています。ここにギャップがあるわけですし、適切に管理すれば長期間利用できるものを、40年ぐらいで建替ているのが実態だろうと思っています。

そこで、「長寿命化のポイント」と書いていますけれども、鉄筋コンクリートの寿命を決定する要因というのは、鉄筋の腐食の状態ということが言われております。コンクリートは普通、鉄が腐食しにくいアルカリ性ですが、時間の経過とともに表面から中性化が進んで、やがて鉄筋部分まで到達すると鉄筋が腐食するということになります。また、コンクリートのひび割れなどから水が浸透してきますと、鉄筋が腐食をする。そうするとコンクリートの耐久性が低下して寿命が短くなる。こういったことでございます。

ですので、表面の塗装の手当てをするだけでも、相当の長寿命化の効果があるということですので、そうした手当をしっかりとすることによって長く使っていく。こういう計画をつくろうということですので。本市の本庁舎のコンクリートの調査を行ってみました。適切に改修を行っていけば、全体で100年程度はもつだろうという、中間段階の判断をしております。なるべく長く使うという方針をつくりたいということです。

こうしたことから、本市におきましては、平成21年度に資産経営推進方針を策定いたしまして、その中で長寿命化を進める基本的な考え方というのを示しました。22年度には保有施設について、今後50年間の建替・改修経費を試算したところ全体で1.3兆円かかるだろう、1年間あたりにしますと、256億円の経費が見込まれるという結果となりました。

また、道路に関しましては、幹線道路300キロの修繕計画というのを策定しております。23年度には、公共建築物の長寿命化計画を策定いたしまして、また橋については、重要な路線にかかる

323 の長寿命化計画修繕計画というものを策定しています。また、河川ポンプ場の長寿命化計画の策定も進めているところです。

公共建築物の長寿命化計画ですが、計画の対象施設は、施設の改修が無駄になることがないように、長寿命化の対象施設は、今後長期間使用するだろうと見込まれる施設を対象としています。改修部位については、先ほど申し上げたように、建築構造体の劣化を防止するという観点から、屋根と外壁を集中的にやりたいということです。

それから、財政負担の平準化という観点から、空調設備、これは相当なお金がかかるものですから、平準化のために空調設備、これも加えまして、三つの部位につきまして計画をつくるということにしています。

改修計画の作成につきましては、毎年度施設点検を実施していますし、建築基準法で定期点検が定められています。この機会を捉えて劣化状況を把握いたします。点検でひび割れや浮き、あるいは屋根防水の劣化が発見された建物につきましては、これは鉄筋の腐食が懸念されますので、計画的に改修を行っていくということになります。

ちなみに、建築基準法では、平成 20 年4月から定期点検が義務づけられ、外壁の全面打診調査を行うこととなっていますので、この機も捉えて、市として長寿命化の点検も行っているということです。

経費のイメージですが、現在のすべての公共建築物を築後 60 年で建替した場合、今後 50 年間の建替・改修経費、これは先ほど申し上げたように、総額 1 兆 2,800 億円を試算しています。これを長寿命化して 80 年建替とした場合には、総額 9,600 億円となりまして、60 年建替と比較して、今後 50 年間に於いて 3,200 億円の負担軽減となると推計しています。

人口減少時代を迎えますので、公共施設の全体量を減らすということは当然行ってまいります。長寿命化による建替経費の削減、これも必要だろうと考えています。

次に、取り組みの状況ですが、これまでも長寿命化のための改修を実施してきました。平成 23 年度は 13 施設を実施しまして、総額 3 億 8,600 万円を執行いたしました。平成 24 年度には、計画をつくってしっかりやっという事で、予算上2億円増額をしまして、6億円の予算を確保して、30 施設の改修を行っていくこととしています。公共建築物に関しては以上です。

### 鈴木土木部長

土木部長の鈴木です。橋と道路と河川関連のポンプ場については、私のほうから、もう少し具体的にお話しをさせていただきます。

浜松市が管理する橋梁は、2メートル以上のものが約 6,000 橋ありまして、非常に多くの橋を管理しているわけですが、効率的な維持管理を続けながら、将来的な財政負担を軽減させていく、併せて道路交通の安全性の確保を図るということのために、利用度、路線、橋長、それらの重要度を考えまして、レベルA・B・Cに区分をしております、この中でも国県道、あるいは市道の重要な路線にかかる橋長 15 メートル以上の橋 323 を対象として調査を実施しました。その結果として、現在、長寿命化の修繕計画の対象橋梁としています。

なお、基本的に橋、道路等につきましては建物と違いまして、施設の統廃合によって廃止をす  
るとか、あるいは管理主体をほかに任せるといことは、なかなかできないものですから、ある以上  
はずっと維持管理をしていかななくてはならないという宿命があります。ですから、損傷状況の点検  
や将来の劣化予測に基づいて、長期的な保全方針というものを示しているものです。基本的には  
維持更新費の節約を図るといこと、出費の平準化を図るといこと、もう一つは事故防止を徹底す  
るといことになります。

平成 23 年度までに 323 の点検を終えましたので、この健全度を把握する中で次の補修の時期、  
あるいは工法を決めていく計画として固めてきています。損傷が報告された時点での部材の取り  
替えを実施する場合、つまり事後的な対応と、予防保全型といいますか計画的な修繕をしていく  
場合の比較をいたしますと、100 年という長いスパンで比較をしますと、費用的には約 800 億円ぐ  
らいはコストを削減できるのではないかと試算をしております。

この計画としましては、現時点ではこの 323 の中から、今年度につきましては修繕の設計をやっ  
ていこうと考えていまして、平成 25 年には補修を3橋、26 年には5橋、27 年には 16 橋、急いで行  
こうと考えておりまして、25 年は取りあえず3橋で、馬込橋と龍山大橋、永代橋を考えております。  
26 年には弁天橋、大江橋、気田川橋、鹿島橋、門島橋を考えております。

次に、橋梁長寿命化修繕計画の効果についてですが、先ほど申し上げました費用的な比較に  
なります。ピンク色で示しているのが、従来どおりの管理をした場合ということになります。青色で示  
しているのが、損傷が軽いうちに計画的に対処していく、つまり根本的な修繕を先延ばししていく。  
「先延ばし」ということがありましたが、この場合は出費をしていく段階を向こうへ持っていくとい  
ことで、当面の出費をなるべく小さくしていくということです。

事業費としましては、架け換えの費用、修繕の費用、点検の費用というものを考えております。こ  
れらの比較をすると、ざくっとした数字になりますが、集中するよりは、少しずつならしていくことによ  
って、ある限られた期間ですが、出費については平準化できる、あるいは施設が長持ちすることによ  
って出費は抑えられるということでありまして。

次をお願いします。道路の関係になりますが、舗装の長寿命化の計画です。これについては、  
市が管理する路線は延長が約 8,400 キロと、政令市になりまして相当な距離数があります。こうし  
た中で、これも効率的な維持管理を続けていかなければならないわけですが、交通量、道路の種  
別、幅員、そういったものからレベルをA・B・Cと区分をしまして、必要なものから調査をし、また舗  
装をしていこうと考えている取り組みです。

舗装の健全度を見ていくものに、MCI、維持管理指数という一つの指数があるわけですが、これ  
は舗装の状態をきちっと評価していくための指標でありまして、ひび割れ率、わだちの掘れ量、平  
たん性、それらを用いて算出するものです。これらの指標、指数に基づいて 21 年までに路面調査  
を行いまして、22 年度に長寿命化の修繕計画を策定しています。

ところが、実際には、すぐに修繕していかななくてはならないというものがいくつかありますので、そ  
ういうことを取り急ぎやっていくということでございまして、長寿命化修繕計画というよりは、まず不具

合が生じているものを直していくというのが、道路の対応としては求められているところです。橋と違い、道路の場合については、傷んでいるところを直し続けていかななくてはならない。こういう宿命があります。

次をお願いします。河川関連のポンプ場につきましては、大体、電気施設の寿命が 15 年から 20 年と言われていいますから、これらにつきましては、また 15 年、20 年のサイクルで、まとまった費用が必要になってくるものですから、更新時期の集中を避けるために、河川維持予算の平準化を図るために取り組んでいるものです。

施設の現況、あるいは補修履歴等をきちんとデータ化しまして、それによって長寿命化の対策が図られると考えています。現時点では参野ポンプ場、西部排水機場、木戸ポンプ場、中田島団地排水機場、鴨江雨水調整池、これらにありますポンプ場の中の、例えばポンプや原動機、羽根車、除塵機、そういったものを一部取り換えることによりまして、耐用年数を延ばしていくという取り組みにかかっているところです。最適な修繕、更新時期を定めて、ポンプ場の寿命を長く延ばしていきたいと考えているところです。

ポンプ場というものは、水の災害となりますと、市民生活に大変大きな影響が出ます。排水ポンプ場の役割は大変大きいわけですが、低平地におきましては、河川の水位よりも水かさが増した場合には大変な被害が出ることから、ポンプ機能で、強制的に雨水を河川に排水する大きな役割を持っているというものです。

最後のスライドの、上の表につきましては、長寿命化による計画的な管理を示すものでありまして、青色で示した時期に、長寿命化計画で取り組みをいたしますと、集中的な費用の出費というのがありません。赤色の更新時期にずれてまいりますので、当面の間の出費が集中して出ることがなくなります。ですから、50 年というスパンで考えていきますと、平準化することによって、約 130 億円という試算になります。

下の表は逆に従来の管理を示しておりまして、赤色で示したとおり、この時期にまとまった更新をすると、お金が一度に集中して必要になります。そして、またある時期になりまして、まとめて出費が必要になってくるということもあるものですから、この出費を平準化していくという取り組みです。

この期間で比較をいたしますと、少しずつならして施設を長持ちさせていければ、出費といたしましては、30 億円ぐらいは軽くなってくるということを考えて、今取り組んでいるところです。以上です。

#### 御室会長

はい、どうもありがとうございました。

今、市から説明をいただきましたが、聞いていらっしゃる皆さんが理解しやすいように行革審で資料をつくりました。政令市の中で、橋の数が浜松は全国で第2位というのをご理解いただきたい。これは管理橋梁数です。約 6,000 橋ということで、政令市の中で2番目に多い。こういう背景があります。この橋をA・B・Cに区分して、15メートル以上の重要な橋が 323 あり、これを優先的に点検をして直す、あるいは強化する。こういう計画を策定しましたというご説明をいただいたわけです。

それからもう一つ、道路、これは政令市の中で1番です。やはりこれは市の面積が 1,500 平方キ

ロということで、高山市に次いで全国の基礎自治体の中で二番目ということで、道路の管理延長キロ数が 8,425 キロ、これだけあるわけです。これを市のほうで管理していかななくてはいけない。こういう背景の中で、じゃあどうしましょうかということですが、先ほど鈴木部長のほうでご説明いただきましたように、レベルAでは約 300 キロ、レベルBで 900 キロ、合計 1,200 キロをまず重点的に補修をし、管理していきましょと、こういうご説明をいただいたということです。

それからポンプ場が今5カ所あるということで、これについても大雨が降ったときに大変なことになりますので、5カ所のポンプ場を、参野と西部排水機場、木戸ポンプ場、中田島団地排水機場、鴨江雨水調整池、この五つ、これについては大雨が降ったときに、きちんと機能させなくてはならない。ということで、この長寿命化をどうしていくのかということ。建物は別として、これを背景にして議論をしていければというふうに思っております。

それでは委員の方、いかがですか。前嶋さんどうぞ。

#### 前嶋委員

前嶋です。いくつか質問したいのですが、長寿命化というのは、普通ではあまり聞かないのですが、建物と道路と橋の話がありましたので、先に、後から説明をしていただいた道路や橋についてお聞きしたいのですが、普通、道路というのは、高速道路の集中工事が毎年あるように、大体一般的には、こういう設備は壊れる前に、普通はですが、我々民間は定期点検をして、壊れないように、長く使うようにしているのですが、わざわざこの答申の指摘があったから、初めて市はこういうメンテナンスを事前に予防するということをやったのか、いえいえ、もう前からやっていたけど更に何々なのか、そこを確認したいのですが。

#### 御室会長

鈴木部長どうぞ。

#### 鈴木土木部長

それではお答えいたしますが、もう 10 年も 20 年も前からというわけではありませんが、ここ数年前から、当然こういう時期が来るのは予想しておりましたので、いろいろ調査を行ってきておまして、備えていきたいという取り組みをしてきております。それで調査の結果として、いろいろな実態が分かりましたので、個別の計画を立てているところです。

#### 前嶋委員

すみません。揚げ足を取るようで申し訳ないのですが、市の人たちは、数年前までは壊れるまで何もなかったということですか。

#### 伊藤副市長

私から申しますと、道路や橋などに限らず、やはり行政として反省をしなくてはならないと思っておりますけれども、役所の文化としまして、その年の予算をどう使うかということを考えたときに、新しい要望に応えるということ、どうしても優先してしまうようなところがありまして、既存のものを長く使うという意識が、やはりなかったのかなと思います。いろいろな要望がたくさんありますので、新しくやったほうが何か仕事をやったような感じになります。そういった傾向が、これまで役所の予算の使

い方という部分にあったことが、今のような状態になっていまして、それを反省して長寿命化というふうに切り替わりつつあるということだと思います。

そういった意味で、浜松市は、早い段階で切り替わったと言えるのかなと思っています。

#### 前嶋委員

分かりました。大変、私、委員として、やっていて良かったなというような、いいお答えをいただいて、励みになりました。答申のおかげで動き出したと、こういうことですね。今までやっていなかった。分かりました。ありがとうございました。

それから建物のほうですが、これは先ほどの再配置計画や廃止計画の中で、残すといったものに対して長く使おうと、こういうことですね。これは一般的に、僕らの民間の考えだと、リフォームをして長く大事に使おうと、こういうことだと思うので、非常に分かりやすいことだと思うのですが、平成22、23年から見直しをして、これはこういう理由でやめる、こういう理由で使わない、こういう理由で残すで見直したわけですね。で、残すというのは分かったのですが、残して、屋根を補修したり、長寿命化のいろいろ対策をしたいと思います、それは分かるのですが、残すといった建物を、これから何年使うかというところを考えて、そういう計画を立てているのか、ただ残すと言ったら需要がないにかかわらず、50年もつようにやろうとしているのか、そのへんはどうでしょうか。

#### 神門財務部長

そこになりますともう個別の議論になりますが、単純に、残すからもう徹底的にやりますとはしておりませんで、「残す」としているもののうち、そうは言っても将来需要がなくなるのではないかというようなものは、やはり優先順位が下がっていくと思っております。それは個別に議論をしております。

#### 前嶋委員

ぜひそこを、ここが大事だと思うんですよ。せっかく仕分けをしてもらって、これは捨てる、壊す、残す。要するにいらなくなるということは、ある時期になると残すものもいらなくなるはずなのですが、それが10年後にいらなくなるのか、30年後にいらなくなるのか、新しいものをつくる時も同じですが、お金をかける以上、どこらへんまでかけるか、これは一般でも、例えば屋根の塗り替えを頼むと、「5年もてばいいですか、10年もってほしいですか」と、塗装屋さんが見積もりを3段階ぐらいで持ってくるものですから、ぜひそういうことを意識して、専門家の方がいらっしゃると思うので、お金のかけ方にメリハリをつけて、ただ言われたから長くするのではなく、効率よくやっていただきたいと思います。

それから、先ほど空調施設という話がありましたけれども、優先順位はどういう基準で手をかけていこうとしているのですか。例えば、壊れればやりますけど、今の話では、壊れる前の話なのか。空調施設は壊れたら替えるのですか。それとも動く間はもうとにかくどんなものでも使うのか、そういうことを含めて、基準ですね。例えばこの建物の空調をやるのか、違う建物の空調をやるのか、そういう基準。

#### 神門財務部長

これまでは、やはり厳しい財政状況の中で、なかなか事前の入れ替えというのはやっておりませ

んで、正直壊れてからやっているようなものも多くありましたが、今後は、そうするとどうしても投資がばらついてしまいますので、経過年数等に応じて計画をつくって事前にやっつけていこうということです。例えば、その中には経過年数もあるでしょうし、今、実際の状態を調べて、優先順位をつけてやっつけていくということです。

#### **前嶋委員**

ただ古いだけではなく、普通はよく使うと早く傷むし、ということですね。当然そのへんのが基準になって、それって長寿命化計画の中で、今日は持っていないかもしれませんが、何かマニュアルなり手順書みたいなものがあるのですか。その時々担当者の感覚でやっているのですか。

#### **神門財政部長**

市の職員にも電気技師というものがおりまして、専門家が判断をしておりますので、一定の基準に従ってやって、マニュアルがあるかどうかというのは、分かりませんが、一定の基準で判断をしていると思います。

#### **前嶋委員**

絶対がないと正しくはできないと思うので、また今日は持っていないと思いますが、後ほどあればどうか、見せていただきたいと思います。

取りあえず私はここまでで。

#### **御室会長**

ありがとうございました。

このごろ新聞で、佐久間町の原田橋というのがよく出ています。ここについて、皆さんがご理解いただけるようにしていきたいと思っているのですが、今、これは通行止めになってしまったと、ケーブルの切断ということが最近分かったと、こういうことです。

この中で、長寿命化計画の取り組み、その調査の中でこの危険というのが発見されたのか、お聞きしたいのですが、土木部長どうですか。

#### **鈴木土木部長**

はい。お答えいたしますが、いろいろご心配をおかけしております。地域の皆さま方には大変ご不便をお掛けしておりますが、申し訳なく存じておりますが、この施設につきましては、昭和 31 年に県が建設されて以来、ずっと管理をされてきてまして、浜松市としましては、政令市になりました平成 19 年から管理を移管されてきているものです。

基本的には、それほど耐荷力のある強い橋ではなかったわけですが、時代の推移とともに通行量も増えますし、車の大型化というものも進みまして、その車の大型化というものを担保していくために、当時管理をされていた静岡県さんが、平成5年ですか、床板と言いまして、床の部分になるのですが、そこを補強したわけです。そのことによって、従来からも大型車は少しは通っていましたが、確実に大型車が通れるようにということで補強をされたようです。

ところが、床板を丈夫にしたことに伴って大型車は通るのですが、大型車が通れば通るほど、橋を支えているケーブルには当然負担がかかってくるわけでありまして、そのケーブル自体への配

慮と言いますか、補強されるなり点検されるなり、十分静岡県さんも、そちらのほうは点検をされていらっしやったとは伺っておりますけれども、結果的に、時代とともに大型車の通行が頻繁になり、その結果として、かれこれ 60 年近く経つ老朽化した橋でございますので、そろそろ寿命がきているのかなど。その寿命の一つの兆候として、ケーブルが一部破断されたのかなどということになります。

そのことを確認に出向きましたところ、実はこれが去年から言われているケーブルの一部破断の部分でして、メインケーブルが上流、下流にそれぞれ6本ずつあるわけですが、6本の中の1本が少し具合が悪い。その1本は7本の中ケーブルで構成されている。その7本のケーブルのうち4本が具合が悪いという状態で、下流側の太いケーブル1本が、ケーブルとしての十分な効果を保っていないという状況です。そのことを確認に出向きましたところ、実は中央部でメインケーブルが約 10 センチずれており、合わせてそれ以外のケーブルも1、2センチずれているという事態が、改めて確認されましたものですから、今後の推移が非常に心配されましたので、どうしようかという決断を迫られたわけですが、私たちとしましては、橋の管理をするとともに、住民の方々の命や暮らしを守るというのも一つの責任ですので、橋を止める場合のご不便さということの中で非常に悩みましたが、安全性を最優先して苦渋の選択で通行止めをさせていただきました。そういう次第でございます。

#### 御室会長

はい。ということは、県から市へ、政令指定都市になって、いろいろこういう道路や橋の管理が移って、やはり県のほうの管理体制に問題があったと、こういうことなんですか。

#### 鈴木土木部長

そこまではなかなか私からは申し上げにくいところですが、すでに 60 年経っていることは事実で、橋自体が古くなっているということも事実ですから、我々が移管を受けて以来、平成 19 年以降、少しずつ将来の補修に備えて、あるいは将来の付け替えということに備えて、いろいろと調査をしております中で、不具合が発見されたということです。

#### 御室会長

なるほど。これはちなみに新しく架け替えをすると、どれくらいかかるものなのですか。

#### 鈴木土木部長

つける場所、橋の長さ、橋の形状、いろいろなパターンがありますので、一概には申し上げられませんが、我々の試算では、我々もあまり橋に関して専門的な情報は持ち得ていないということでありまして、面目ありませんが、国土交通省の全面的な応援をいただく中で、今いろいろと資料を集めていますが、川の一番近いところに一番短い橋を架ければ、15、16 億円ぐらいでできるだろうと思いますが、下流のほうへ行きまして、相当長い橋になってくる場合は、倍以上のお金がかかるだろうというようなことも想定はしております。

いずれにしても、場所が佐久間ダムのすぐ下で、放流したときの川の水圧がすごくかかる場所ですので、橋脚のある橋はなかなかつくりにくい。そういうことから、ここはもともと数十年前の段階でも吊り橋で建築をされてきたのだろうと思っております。

## 御室会長

なるほどね。はい、分かりました。

## 南出委員

橋と道路に関して質問ですが、まず道路に関して非常に、交通量と道路種別と幅員という非常に技術的なところでレベル分けをされていると。今回、原田橋の関係みたいところで、要は国道473号線、152号線だとは天竜や佐久間のライフラインですね。それから春野町は確か362号線でしたか。非常にライフラインとして、あそこの橋や道路、トンネルがありますよね。今回、レベルA・B・Cというのは技術論的に分けてらっしゃいますが、市民から見ると、あそこに住んでらっしゃる方たちが、あそこの道路が、例えば災害だとか地震だとか崖崩れで通れなくなったら、ライフラインが途切れてしまうわけです。

今回、調査を実施されて、レベルA・B・Cというのは、非常に技術論的に公平なかたちでやられていると思うのですが、それに対して、いわゆる道路、トンネル、橋で、ライフラインとしての道路としての重要度という観点を入れて、維持・補修・管理をする必要があるのではないかというのがまず第一点。

この2年間で大きな橋を5橋補修されるということで、私はよく分かりませんが、おそらく十数億円なり、何十億円とかかると思うのです。私なんかは例えば、152号線で鹿島橋なんかは今、大きい車は通れないはずなのですが、ばんばん通っているし、この原田橋も8トンぐらいしか通れない、最大荷重が9トンなんですね。そうするとダンプもトレーラーも全然通れないはずなのですが、この前の住民説明会のときに部長が出席されていて、その自治会長のほうから「8トンしか通れない看板があるのに、約30トントレーラーが毎日通行していた。」とあった。

そういうことになると、例えば今やろうとされている五つの橋があるのですが、五つの橋もかなり大きい車両が通っていて、床板だとか何かにもすごい負荷がかかっているのではないかと。それだったら取り締まりというのは非常に、この前もちょっとお話を聞いたら、「道路パトロール隊がある」ということですが、現実には取り締まったり、出動するのが大変であれば、例えば監視カメラをつけるとか、あるいはもっと分かりやすく、大型車が通らなくて、維持管理するのにお金をかけるよりも、そういう指導的なものに少しお金をかけて、橋梁の維持補修の費用を少しでもかけない工夫みたいなことをやられるつもりはないのかどうか、そのへんをお聞きしたいと思います。

## 鈴木土木部長

二つご指摘があったかと存じますけれども、地域性を考えていくということは重要なことだと思います。北遠地区は一本道の道路ですので、それが寸断された場合には地域が孤立していく、あるいは地域間の連絡が取れないということは、往々にしてございますので、橋だけに限らず、道路もそうですトンネルもそうです。道路というのは、つながってこそ役割を果たすものですので、道路が途切れてしまったら非常に、生活、経済の問題を含めて大きいものがありますので、従来の橋の点検という審査の基準と合わせて、地域性については、十分考慮していく必要があるだろうと考えております。

それからもう一つは、維持のためには、別の角度の考え方も必要ではないかという指摘だと思いますが、まさしく維持のためには、橋そのものの安全性を担保し続けていくためには、きちっとしたことを、つまり通行制限なり管理体制をしっかりとすることだと思います。そのことが橋の健全な維持ということにつながっていくだろうと思いますので、今後、原田橋に関しましても、仮に現在の橋が使えるという、つまり安全性がいくらかでも担保される、想定よりも健全度が残っているという場合には、ゲートオープンということのシナリオになっていくかと思いますが、そのときには当然、通行制限についてはきちんとやっていきたいと思っています。きちっとやるということは、あまり強いことをいうよりは、そもそも傷んでいる橋ですから、みんなでそっと大事に使おうねということと呼びかけていきたいと思っています。その中できちんとした管理体制をしながら、もう一つはゲージをつけるなどしまして、監視体制も強化をする、あるいは誘導する関係のガードマンを配置する、そういった諸々の体制を取る中で、原田橋に関してはゲートオープンをしていきたいと思っていますし、そのほかにつきましても、そういう関係で、維持のためにソフト面の対策も考えていきたいと思っています。

#### **御室会長**

はい、ありがとうございます。村松委員、どうぞ。

#### **村松委員**

いろいろ話を聞いてきましたけれども、原田橋のようなことがあってはいけないと思います。政令市になってから、市でやらなければいけないことがかなり増えてきましたので、そういった点でも、この建物、道路、河川の問題、いろいろなところで職員の人的な投資が、どのように今増えているのか、そのへんの関係が知りたいのと、外壁や屋根や空調設備の修繕対応だけで、建替の年数が40年から、それぞれの建物でどれくらい延びるかは、それをこれから検証するかと思いますが、せめて倍に、80年ぐらいは延びているように頑張ってもらいたい、私の希望です。

そして現場の、今の橋でも出ましたが、道路もそうです。今、北区のほうで道路の問題が一番多いと、私の耳に入ってきております。現場の調査・点検に人数を投資したり、毎日の仕事のほうに力を注いで欲しいなと思っています。

あと一点、質問ですが、この長寿命化計画と、建物の耐震化もありますが、そちらとは、どのような関係でやっているのかお聞きしたいと思います。

#### **神門財務部長**

耐震化との関係ということですが、浜松市は、耐震化はすでに相当程度実施をしてきておりまして、もう耐震化未実施施設というのは非常に少ないです。IS 値の 0.7 以下が耐震性が低いと言われている建物ですが、これが 65 棟ありますが、これはもう先ほどから議論しています廃止施設と位置づけているような施設がほとんどでありまして、耐震化はほぼ終わっているというような状況です。今後、調査をしながら長寿命化をしていくと、そういうことです。

#### **山崎委員**

山崎ですが、質問したいのですが、今、資産経営で不要なものは廃止すると、それから必要なも

の既存施設は、長く保って使うということで、よいと思いますが、一つ、以前もお願いしたのですが、新しくつくるもの。それから先ほど出た新しく借りるものについて、これも大きな資産経営の柱になっていると思います。

先ほど、借りて年間 4,000 万円払うと、私もびっくりしました。今聞きますと、離れていて非常に連絡がうまくいかないとか、自分の家を考えてみてください。要するに空いている自分のものがあって、その中へ入るならいいですよ。反対側を借りるわけです。またロスが出ているわけです。自分の家を考えて、ましてやこの資産経営をやっているときに、自分のところの施設がありながら、よそに 4,000 万円も払って借りるということ自身、考えられない。資産経営と言いながら、非常にこれはまずいことだなと思います。

それともう一つ、新しくつくる段階で、昨年、市営住宅が坪 70 万円と非常に高額なことで、もっと下げる方法をいろんな建設で考えてもらいたいとお願いしたのですが、昨今、例の境界線の問題で、旧あいホールが発注されたようですが、あれが総額で 10 億円、大体延べ床で私が聞いているのは、870 坪と聞いているのですが、それでよろしいですか。総工費 10 億円、延べ床で 870 坪。

**神門財務部長**

個別の施設のことを言われても、今データを持ち合わせておりません。

**山崎委員**

大体合っていますか。それで。

**神門財務部長**

分かりません。データを持っていません。

**山崎委員**

それでいきますと、仮にあったとしたら、坪 120 万円なんですよ。どうして我々があれだけ言って、こういうものを発注するのかというのが、非常に疑問に感じますね。10 億円というのは合っていますか。

**神門財務部長**

今日の議題でありませんでしたので、データを準備しておりませんので、正確にお答えできません。

**山崎委員**

10 億円単位の予算の決まったものを、財務部長さんなら分かるでしょう。

**御室会長**

その議論は、今日の議論とは別の問題ですから、またそれは。

**山崎委員**

私が申し上げたいのは、要するにつくるほうもきちっとした考えでやらないと、借りるほうもですね。そういうことを申し上げたいわけです。それと前回言った我々の意見が活きているのかどうかということをお聞きしたかったわけです。

## 伊藤副市長

今の点につきましては、宿題とさせていただきます、次回の勉強会であるとか、次の審議会までに対応できるようにいたしますので、今日は申し訳ないですけども、データを持っておりませんので、次回以降の対応とさせていただきます。申し訳ありません。

## 御室会長

はい。よろしくお願いいたします。

そういうことで、長寿命化について、皆さんもご理解をいただけたのではないかと考えておりますので、次の議題にまいりたいと思っております。

## ③指定管理者制度

### 御室会長

それでは、次は指定管理者制度につきまして、議論を進めていきたいというふうに思っております。市のほうからのご説明をお願いしたいと思います。

### 神門財務部長

はい。指定管理者制度についてご説明いたします。まず制度の概要ということで、簡単ですが、制度について説明をさせていただきます。

アの目的ですけれども、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対し、より効率的に対応するために、公の施設の管理につきまして、民間の能力を活用しながら、住民サービスの向上と経費の節減を図るということで行われております。

特徴といたしましては、従来から管理委託制度というものがございましたが、この従来の管理委託制度では、地方公共団体の出資法人に委託先が限定をされておりましたが、自治法の改正によりまして、指定管理者制度が導入されて、出資法人以外の民間事業者でも指定できるというふうになりました。その代わり、きちっと議会の関与をさせようということで、議会の議決を経て民間事業者でも指定できるということになりました。施行期日は、地方自治法の改正により平成 15 年9月施行。

これまでの浜松市の導入の経緯ですが、まず平成 16 年8月に指定管理者制度の実施に関する基本指針というのをつくってあります。イですが、平成 18 年4月から指定管理者制度の本格導入をしております。ウですが、この本格導入をした施設が 21 年度にたくさん更新されるという時期でした。行革審からもいろいろなお答申をいただいておりますので、それらを踏まえまして、20 年4月に旧基本指針を廃止をいたしまして、新たな基本指針を策定しています。この基本指針では、公の施設における制度導入の基準や選定時の公募原則、これを明確化したり、指定期間の長期化、選定会議に第三者委員を加えるといったようなことを規定をいたしました。

エですが、この指針の制定に合わせまして、指定管理者制度を導入する施設につきまして、共通する事項を整理いたしまして、条例を制定しています。オですが、その後、更に制度の運用状況を踏まえまして、導入、非導入の判断基準の追加など、基本指針の改正をしています。

制度適用の流れですが、まず、アです。公の施設のうち、道路、河川、学校、保育所などを除きます 651 施設について検討をしております。その中で、地域住民が利用することを目的として設置された小規模施設など、あるいは市が直接管理すべきと判断した施設などにつきましては、制度を適用していません。

イです。制度を適用するためには、まず条例の設置が必要でございます。条例を改正して、指定管理者を導入しますという手続きが必要となります。その条例の中には、施設管理の基準とか業務の範囲などを定めることとなります。

ウです。指定管理者の募集ですが、これは先ほどの指針の中で、原則公募としてあります。公募に際しましては、募集要項や選定基準等を各部ごとに設置しました指定管理者選定会議において審査し決定をしております。公募に関しての広報につきましては、『広報はままつ』で周知をしております。また、ホームページの掲載等もしています。各施設の公募期間は1カ月以上というふうに基本的に定めています。

エです。候補者の決定は、選定会議において総合点数方式を基本としておりまして、書類検査、ヒアリングを行っております。

オですが、選定会議により決定した候補者を指定管理者とするということにつきましては、先ほど申し上げたとおり、議会に提案をして、議会の議決によって指定をいたします。議決後ですが、指定管理者と基本協定書、年度協定書を締結、協定書には役割分担、リスク分担などを明示をしています。

キです。市として、施設の設置者として、指定管理の業務がきちんと行われているか、常にチェックしていく必要がありますので、まず指定管理者に対しまして、月別の報告書、あるいは利用者アンケートなどの実施によりまして、自己チェックを行うことを義務づけをしております。また、施設所管課による監視といたしまして、指定管理者からの提出書類、業務確認、立ち入り調査などによりまして、随時チェックを行って、指定管理者に必要な指示を行います。また、選定会議におきましても同じように、報告書等に基づきましてチェックを行います。

最後ですが、施設所管課だけではなくて資産経営課、制度所管課が資産経営課ですが、財務部の資産経営課でも第三者的な立場からチェックをすることといたしておりまして、平成 20 年度から施設の立ち入り調査を行っております。22 年度からは、特に安全管理体制に着目した抜き打ちの事前通告をしない調査というも行っております。

クですが、こうして選定会議による評価等々につきましては、ホームページ上で公開をしております。また、選定結果等についても、公表することにより透明性の確保に努めています。

導入状況です。平成 24 年4月現在で対象施設 651、うち制度導入施設は 269 施設、公募施設が 260 施設、非公募が 9 施設というふうになっております。公募率をはじいてみますと 96.7%となります。指定管理料は 53 億 6,500 万円となっています。平成 20 年度と比べますと、導入施設は 69 施設の増、公募率は 10 ポイント程度の増となっています。

非導入としております施設の状況ですが、1から5まで掲げていますが、制度適用を検討した施

設の中でも、非導入としているものがあります。非導入理由の1、3、4につきましては、小規模施設であったり、使用料自体が無料、あるいは低額で導入による財政効果が望めない施設などがあります。コミュニティ防災センター、公民館、駐車場などが1、3、4に該当いたします。

2では、診療所や上下水道等、市に蓄積されたノウハウが大きくて、事業中断がなかなか難しいといった施設を挙げております。5では、市が直接管理すべきだというふうに考えている施設でありまして、拠点図書館や博物館、美術館などとなっています。

指定管理者を導入しているもののうち、原則公募としておりますが、非公募としている施設もあります。ここに掲げてあるとおりですが、まず1としましてはコミュニティ施設で、引佐の東四村コミュニティセンター、これは合併前から導入していたということで、非公募としています。2が市の政策を担えると認める者が、市の重要政策を推進するための施設ということで、アクトシティ、楽器博物館、発達医療総合福祉センター、浜松医療センター、リハビリテーション病院については非公募としています。

3です。PFI(Private Finance Initiative)という仕組みでやっているものでありまして、一つビオがあります。4で公募を行うことについて、特別な理由がある施設ということで、花桃の里、船明墓地がありますが、花桃の里につきましては、この受託者が法人化をされまして、同じ方に残りの期間をやらせてもらうということです。また、船明墓地につきましては、ほかの公園墓地もありますので、周期を合わせて、次のときには同時に更新ができるように、当分の間、非公募としたものであります。

施設別応募者の状況ですが、これは平成 24 年に更新、あるいは新規の導入をいたしました対象施設 25 施設につきまして、表を作成しています。非公募が新規1件があります。応募者が一者だけだったものが8件、応募者が2者だったものが8件というかたちでして、平均で 2.2 者の応募が出るという状況です。

外郭団体が指定されている状況がどうかということですが、これは浜松市は左上になりますけれども、先ほど申し上げたように、269 施設中 76 施設において外郭団体が指定管理者になっています。76 施設のうち、公募による施設が 72 施設、非公募施設は4施設ということになります。この 76 の内訳ですけれども、このうち 54 施設は、実は市営住宅でありまして、公募の件数としては1件です。54 施設を一括して公募をしているもので、そうした市営住宅が、非常に大きな割合を占めています。

あとは政令市の状況を並べておりますが、表の右側の一番下に、合計と平均を載せておりますけれども、施設数でこの外郭団体率というのを見ますと、浜松市は 28.3%ということになります。平均では 36%になります。指定管理料でいきますと、34.7%に対しまして、51.8%という状況になっておりまして、ほかの指定都市と比較して、大きなものではないという認識をしています。

表の欄外の下に書いてありますが、浜松市で独自に、外郭団体として定めておるものがありまして、それを加えるとここに掲げてあるような数字となります。どうということかと申しますと、一般に比較、外郭団体というのは、市の出資比率が 25%以上というふうに言われておりまして、調査ではこの基準に基づいた調査になります。浜松市の場合は、それを広く捉えておりますので、外郭団体がたく

さん入ってきます。その入って来たものを入れると、この下の数字になるということでありまして、具体的な違いは浜松市の体育協会、これは全国的な基準だと外郭団体にならないけれども、浜松市では外郭団体としているということがあります。

導入効果ですが、表を載せております。歳入と歳出の差し引きであります一般財源ベースで見ると、平成24年度が29億4,800万円に対しまして、直営だったときの金額、これは37億9,400万円ですので、事業比の比較で8億4,600万円、率にして22.3%の削減効果が出てきているということでもあります。

同じような比較を、23年度と24年度でもしてみました。これでも1年間で8%の削減がなされております。指定管理者更新時期が来れば更新になりますが、更新の都度、所要経費を見直して公募をいたしておりますので、更新の時期にはまた削減の効果が出てきているということでもあります。

代表的な施設で見ますと、例えば一番上のアクトシティ浜松は、直営時との比較で1億4,300万円の削減をしています。23年度も更に削減をいたしまして、1,000万円削減をしたところでございます。アクトシティ浜松も発達医療総合福祉センターも、これは先ほど申し上げたように非公募の施設であります。非公募の施設であっても、厳格に指定管理を査定しておりますので、このように削減効果が出てきておるといった状況です。

市民サービスが向上した事例を挙げております。アとしまして、「開館日・開館時間の拡大による事例」としてありますが、指定管理者制度では条例で、利用料金の上限とか休館日というのは決めますけれども、指定管理者の判断で、市の承認が必要となりますけれども、利用料金を安くしたり、あるいは利用日、利用時間を拡大するといったことが可能であります。こうした制度を活用して市民サービスを向上していただいた事例を載せておりますけれども、例えば一つ目ですが、発達医療総合福祉センターは、診療受付時間を1時間延長したといったことがありまして、診療の件数が大幅に増えているというようなことがあります。二つ目の新橋体育センターですが、休館日を減らした、あるいは時間を延長したということで、利用者が増加したといったような事例があります。

イで「利用料金の見直し」を挙げておりますが、これは雄踏の総合公園で、当日ぎりぎりになって申込みをされた場合には、半額をするといったような制度を導入したところ、利用者が大幅に増えたといったような工夫が見られております。

指定管理者制度の課題と対応としてまとめさせていただきました。実は浜松市で、18年度の本格導入以来、指定管理者制度を適用してまいりましたけれども、一回見直してみようということで、実は全庁的にヒアリングもしながら、若干の見直しをしたいというふうに考えています。その柱のまず一つが、①指定管理者の創意工夫、これをもう少し出していくような、そんな仕組みができないかということ。これは、自由にさせていただくような方向になるわけですが、その一方、②で、主としてきちんと自己評価をしていく。チェック体制を強化していく。こうした二つのベクトルでの見直しができないかということで考えています。

最初の指定管理者の創意工夫の部分ですが、(ア)で「指定期間中における指定管理料の安定化」としてあります。一つ目の前年度の運営状況により指定管理料を、これまでは若干変更したり

するといったようなことをしておりますけれども、原則、当初、最初に設定した年度ごとの指定管理料、これはもう変更しないで、その中で自由にやっていただくというふうにはできないかと考えております。

それから「公募時に指定管理料の上限額を設定する」ということを考えておりまして、市としてどれだけやっていただくかという部分の、業務範囲の明確化を図って、義務としてやっていただく部分と、自由事業、自主事業としてやっていただく部分と、きっちり分けていきたいということであります。

それと三つ目の指定管理料につきましては、毎年度、毎年度のこの予算で担保をしていましたけれども、総務省からの通知もありまして、きちんと複数年間の予算を確保するという意味で、議会の債務負担行為というやり方があります。例えば、3年間で1億円支出しますということについて、議決をいただくという手法がありますが、そうした債務負担行為という手法を用いまして、長期間の支出を担保するといったようなことをしていくということをやっています。

(イ)です。「指定期間の延長の弾力化」ということで、これまで3年としてきた指定期間を5年とするなど、なるべく長い期間で指定管理をしていただくということを考えております。これによって、指定管理者の設備投資を促したり、あるいは人的な投資を計画的に行うようになるということで、自由裁量も増して、応募もしやすくなるだろうというふうに考えてます。

(ウ)で、「自主事業に対する評価」ということでありますが、先ほどから申し上げておりますとおり、市が定めた業務以外に、自主事業というものができるわけですが、この自主事業の部分をきっちり評価をしていきたいということも考えています。

二つ目の、事後評価等のチェック体制の強化ですが、(ア)といたしまして、利用者アンケート、これは指定管理者にアンケートの実施を義務づけておりますけれども、指定管理者を通さず、市としても直接利用者の声を聞いて、指定管理が適切に行われているかということ、チェックをしていきたいということであります。

(イ)で、事後評価前の委員による現場確認の義務化ということで、選定委員が事後評価をしていますが、基本的には書類審査で行ってございましたが、委員の皆さまにもぜひ現場確認をしていただいて、現場を見ての指摘もしていただきたいということをやっていききたいと思っております。

(ウ)で、選定会議における第三者委員の拡充ということがありますが、これはこれまで第三者委員は3人としておりましたけれども、施設によっては、それでは足りないといった施設もありますものですから、3人以上とすることも可能として、施設の規模や周囲に応じた評価体制を整備したいと考えています。以上です。

#### 御室会長

はい、ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんからご意見を。はい、山崎委員どうぞ。

#### 山崎委員

それでは3点ほど質問させていただきます。市のほうのパワーポイントを出していただきたいので

すが、まず外郭団体が指定管理者となっているということについての疑問点です。その一番下に書いていますが、外郭団体が現在、施設数で 120 件、それから指定管理料で 36 億 9,800 万円という、非常に多くの指定管理をなさっているというわけです。これが果たして、市の外郭団体がやるべく仕事かどうかということについてお尋ねしたいと思います。

事務局のほうでつくっていただいた外郭団体の設立及び運営に関する関与の基本方針というのを出していただけますか。これは外郭団体をつくる時に、まず民間法人を優先してもらいたいんだと。これを市が言っているわけです。規則で決めているわけです。赤字で書いていますが、外郭団体の設立は、民間法人に対する事業の委託等ができないときに限り行くと。要するに簡単に言うと民間法人で、そういう仕事をしていない時に初めて、外郭団体の設立ができると。民間法人の優先ということで、まず書いてあるわけです。

それと第5条に、こういうときには外郭団体を廃止しなさいと。外郭団体が行う事業の大半の事業と、同種または類似の事業を行う民間法人がある場合と、こういうことが書いてあるわけです。こういうことから考えていきますと、歴史的な沿革がもちろんあるのは、私も知っておりますけれども、これだけ多くの市の指定管理者になることが正しいことかどうか。ここの外郭団体の関与の基本方針と外郭団体が指定管理者となっていることについて、どういうふうに市が考えているのかと。我々としたらもう民でできることは民でやるというような方針に従ってやっていってほしいということが第一点目です。

次に第二点目なんですけれども、事務局のほうでつくっていただいたパワーポイントを見ていただきたいのですが、外郭団体に有利な選考になっていないかと。あとでお示ししますけれども、外郭団体の一部には、市からの補助金、負担金、委託料が支出されています。それから市の現職及びOB等の関係者が、その外郭団体に在籍していると。当然外郭団体ですから市からの出資金があると。こういうふうな市の関与が非常に強い中で、その外郭団体が、一般の民間の公募の中に入って、果たして入札をすべきかどうかと。果たして公平な選考が、こういう条件の中であるのかどうかということが、非常に疑問に感じられます。

具体的にお示ししますけれども、外郭団体の指定管理状況ということで、これは、公園緑地協会は4月1日より外郭団体から外れましたが、例えば、文化振興財団、これは受託施設が 12 カ所あります。本来はアクトシティの指定管理だったと思うのですが、今現在 12 カ所に広がっております。年間の指定管理料が 14 億 5,000 万円、それからその右横で、市からの補助金等と書いていますが、負担金というのは補助金の一種になると思いますけれども、これが 3,000 万円、それから委託料、これは市から委託を受けて事業運営をしているのが 16 億 2,100 万円、合計 16 億 5,100 万円の市からの補助金等の支出が、文化振興財団に入っているわけです。下の四つの団体も以下のような通りになっております。

市からの出資金ですが、文化振興財団は 20 億円、市からの出資金が入っていると。それから市からの派遣、OB、役員、職員数で、市から8名行っていると。社会福祉協議会は 16 名行っているわけです。果たしてこういうふうな市の関与が非常に強い中で、公平なものが運営されるのかどう

かということが、非常に疑問に感じられます。公平にできているかどうかということです。こういうふうな非常に有利な外郭団体は、公募で一般の民間の応募の中に入って、事業を指定管理にしていくなということが、非常に疑問に思うわけです。それが二点目です。

それから選定会議、これは市職員以外の人数ということで書いてあります。これは実は、先ほども少し絡むのですが、どこかに指定管理者を決めるときに、今までは10人中約3名が一般の方の選考委員、今後は、先ほど書いてありましたけれども、3人以上、先ほどの文章を読みますと、市のパワーポイントを出していただきたいのですが、これを変更したいということですが、(ウ)の選考会議における第三者委員の充実。3人としていた第三者委員について、3人以上も可能とすること。非常に消極的な書き方をしているのですけれども、実際どういう人数にするのか分かりませんが、要するに、このような外郭団体が入っている中で、市の関係者が過半数以上を占めて、その中で決めるというのも、非常に疑問点を感じるわけです。その下に書いてありますが、市役所の市民部、中区、これは現在、第三者委員が3名、市の関係者が7名、この中で評価をして決めていくということに相成るわけですが、このへんも先ほど言ったような外郭団体が、市の関係が非常に強い中で、果たして正しい人選かどうかということに相成るわけです。

最後になりますが、参考に事務局のほうで調べてもらったのですが、これは静岡県の、副市長さんは県からおいでになっていますので、よくお分かりとは思いますが、県はその一番右に書いてあります選定委員6名、例えば三ヶ日青年の家を決めたときには、選定委員6名のうち県の職員は1名なんです。もう明らかに1名か2名が県の職員で、他は先ほど言った第三者の方が入って、選定をなさっているというようなかたちになっているわけですし、これもぜひ、何か消極的に3名以上も可能とするというようなことが書いてありますが、これはやはり過半数以上、県に近い状態に持っていないと、公平な選定ができないと。こんなふうを考えて申し上げたいと思います。以上です。

#### 御室会長

はい。ありがとうございます。

以上3点につきまして、神門部長さんのほうからお願いします。

#### 神門財務部長

はい。外郭団体につきまして、民でできることは民でという方針で臨んでいるはずだということですが、それはもうおっしゃるとおりでして、そういう考え方の元、これまでいろいろ改善を重ねてきているということでもあります。

先ほどご説明をいたしましたように、もともとは、指定管理者導入前は、外郭団体に昔の自治法の制度に基づいて非公募というか、随契で委託しているという状況から、指定管理者制度が導入されて、民間でも入るようになったと。最初はやはり非公募のものも多かったのですが、基本的には、原則公募にしましょうという方針を打ち出して、今までやって来ております。その結果、平成20年度のときの外郭団体比率が73%程度であったものが、今は45%程度まで落ちてきています。

有利な選考をしているのではないかとご指摘がありましたが、決してそのようなことはありません。客観的に判断をしているということです。今具体的に個々を見ていきますと、公募をしていくつ

か出てきたときに、外郭団体が一番経費が安いというような事例も相当あるものですから、財政の効率性といった面からも、安く応募をしてきた外郭団体をお願いするといったところがかかなりあります。

それで、第三者委員につきましては、そういう観点も含めて、原則第三者委員を入れることというふうにしてきているわけですが、ご指摘のとおり、比率的には3割、10人以下で3人を原則としていますので、今のところ3割が第三者委員になっておりますので、この比率が適正かどうかということにつきましては、これはもう一度検証をさせていただきたいと思います。

今回3人以上といたしましたのは、この外郭団体という観点ではなくて、第三者委員の方にしっかりと見ていただきたいという意味で増やしたいということで、市関係者が多いという視点で、実は検討して3人以上といったものではありませんので、この第三者委員と市関係者の委員の比率につきましては検証をして、見直すべきは見直しをしていきたいというふうに思います。

#### **山崎委員**

外郭団体の指定管理者数がだんだん減っているということ。確か減っておりますね。それで将来的には、やはりこれは民が受けて立てられる事業は、いっぺんにいくと雇用とかいろいろありますので、民がある場合は民に移管していくという考えで、段階的にいくという考えでよろしいでしょうか。

#### **神門財務部長**

そういうことだと思っております。そのために我々は、民間の事業者の方がなるだけ応募しやすいような条件を整えて、外郭団体も含めて競争していただいて、民間の事業者に取っていただくというふうになっていけばと思っております。

#### **山崎委員**

はい。分かりました。

#### **御室会長**

はい。それではほかに。井上委員どうぞ。

#### **井上委員**

表で表示されたように、応募者が24件のうちに3者以下が20件、80%を占めている。まずこれが一つですね。それから平均でも2.2者しか応募していないということで、しかも外郭団体が40%を占めている。更に中身を見ると、特定の業者に限られているところが大部分あります。例えば、269件のうちの大成不動産が59件22%、浜松まちづくり公社が同じく58件で22%、その他、体育協会25%、そういったところの限られた団体に占められている。非常に管理者の応募者が少ない。外郭団体がかなりの部分を占めている。しかも民間の会社でも限られた企業が応募をしているということですから、これは非常に本当に競争原理が働いているだろうかという疑問がありますので、もっと本当に、他の業者さんが参入しやすいような条件づくりを進めていただきたいというのが一つです。

それから、先ほどパワーポイントでもありましたように、非常に管理者導入の経済効果というのが大きく出ています。そういったところ、一体どうしてそういう差が出るのでしょうか。市が直営でやられ

るとき、指定管理者に変わった途端、二十何%もコストダウンになるとか、そういったことがなぜ起こるのか、そこらへんの原因分析というのを、ちゃんとやってらっしゃいますか。

というのは、いまだにまだ6割が、指定管理者をやっていないんです。6割残っているんです。このコストをうんと詰めていかなくてはいけないですね。もちろんできるだけ指定管理者に出すようにしていただきたいし、やむを得ず市で直接やられるにしても、この6割というところのコストダウンを図ってもらわなければいけない。そのためには、民間と一体どこが違うんだらうというところを、徹底的に分析していただき、それを参考にしていきたいというふうに思います。

#### 御室会長

はい。神門部長どうぞ。

#### 神門財務部長

応募者数につきましては、先ほど表でお示ししたとおりでありまして、ご指摘のとおり1者しか応募してこないという施設も、まだかなりあります。これにつきましては、我々も課題として認識をしております。なるべく民間の事業者の方が応募しやすいような環境を、整えていきたいというふうに思っています。

民間の事業者の方の取り組みはどうかといいますと、事前に指定管理者を公募するときに、説明会をいたしますが、その際には、かなり多くの民間事業者が、ほとんどの施設できていただいておりまして、かなり関心はあるようですが、実際に応募という段になったときに、応募まで至らないというケースがかなりあるようです。検討はさせていただいているのだらうと思います。

どういうことができるかということですが、一つは公募のアナウンスをしっかりとっていくということだと思っています。今も『広報はままつ』等で広報はしておりますが、市のホームページのトップで募集をかけてみたり、そうした細かな工夫をしていきたいと思っております。

もう一つが、公募期間の問題があるかと思っております。今は最低でも1カ月取りましようといっておりますが、それが果たして1カ月で出せるのかという話もありますので、これを具体的には45日以上ぐらいにできないかなと、今検討をしているところです。

それからあと、どういう施設運営をすればいいかよく分からないといったようなご意見もあるものですから、これは現在指定管理者に出しているところは、事業報告書をもらっていますので、現在の事業報告書を積極的に、応募されたい方に情報提供することによって、自信を持って応募ができるというような状況をつくりだせないかなと、こんなことを考えていまして、今1社しか応募がないような状況を、できるだけ改善をしていきたいと思っております。

#### 御室会長

はい。ありがとうございます。

委員の皆さん、ほかに。はい、水谷委員どうぞ。

#### 水谷委員

あまり時間もありませんが、本来、指定管理者制度の目的は三つあるなど思っているわけですけど、民間活力の導入、市民サービスの向上、経費削減、この大きな柱が三つあるというふうに思う

のですが、先ほど官と民の問題が出ましたけど、課題がですね。ぜひ本質に立ち返って、常に意識をしてやってほしいなと思うのは、民間活力導入のガイドラインというのは、浜松市もちゃんとつくっているわけですね。指定管理者あるいは委託制度の前に、そういうものを入れる前に、民間活力の導入ということを先なり柱を立てて、そのガイドラインの中の条文がいっぱいあって、民間活力の導入に関するガイドライン、3条が目的、4条が業務選定の基準、そして5条で導入する手法の検討の中に委託があるわけです。今かなりテクニクな話になっていますけど、思想的には民間活力の導入、このガイドラインまで決めてやりましょうねという、大きな市の思想の中の一つなんですよね。ですからぜひ、先ほど前向きな回答をいただきましたけど、この部分を常に落とさないように意識をしながら、継続的な努力をお願いしたいなということだけ、今日申し上げたいと思います。

#### 御室会長

はい。神門部長どうぞ。

#### 神門財務部長

おっしゃる通りだと思っています。今日は指定管理者制度についてということでありましたので、そういう説明をさせていただきましたが、基本的にはその前に、市の事業を丸々民営化できないかという検討が、当然あってしかるべきですし、そういう検討もいろんなところでしております。例えば、保育所はかなり直営部分が多いですけれども、今後それを民営化することが検討できないかといったような検討にも着手をしておりますし、そもそも市から切り離して、民でやっていただくことをまずスタートにいろんな手法。あと PFIといったような手法もありますので、いろんな手法があります。それぞれの施設の特性に応じて、最適な手法を選択していくと。基本的にはいろいろな手法で、民間の活力を導入していくということを基本に、取り組んでまいりたいと思っています。

#### 御室会長

はい。どうもありがとうございました。

はい、武藤委員どうぞ。

#### 武藤委員

武藤です。市の資料で、課題のところは2項目で、今神門部長がおっしゃった中で、入札というか、公募の数を増やすというところの部分も、問題として把握しているということであれば、しっかりと課題の中に記載して欲しいなというところが一点と、もう一つは要望というか、外郭団体ではなく、民の力を今後取り入れていくということであれば、市民サービスの向上も当然あるわけですが、それと同時に浜松市の産業の発展という部分から、ぜひとも浜松市に本社があるような企業、そういうところがやはり、浜松のことを一番知っているのかなというふうに考えております。別にそこを有利にしろという話ではありませんが、何かしらそういうところとタイアップして、選定ができるようになっていけばいいのかなというふうに考えております。

## 4 閉 会

どうもありがとうございました。

意見も出し尽くしたようですので、指定管理者について、今日の議論のまず一点目は、指定管理者の募集条件の問題がありますね。新規参入を阻む要因になっているということで、結果として外郭団体に有利になっているのではないかとということで、ぜひこれをお考えいただきたい。

先ほど神門部長のほうから、申請の期限をもう少し長くするとか、申請書の書き方、これについても、なるべく民間側に立った立場でやっていただくとか、こういうことをぜひ希望したい。

それから指定管理者から出される提案について柔軟な姿勢で、これにつきましても、先ほど 24 年度からの対応ということで、市のほうから説明がありましたので、ぜひこのあたりの問題についても、債務負担行為とか、いろいろ柔軟な発想になってきていると。こういうことですから、これを徹底してやっていただきたい。

施設の効率的な運営と市民サービスの向上、これを両立させることが指定管理者の目的ですので、ぜひこれをしっかり開示していただくということが大事だというふうに思っておりますので、この三点をまとめとして、今日の審議会を終わりにしたいというふうに思っております。

次回の公開審議は、外郭団体の側から指定管理者制度のことも含めて議論をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今日はどうも大変長い間ご清聴いただきまして、どうもありがとうございました。これで審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上により20:54閉会

議事録署名人